

獨協大学学術データ管理及び公開のためのポリシー

2024 年 8 月 1 日

（前文）

獨協大学は、獨協大学学則第 1 条に定められている基本理念の一つである「社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授すること」に基づき、獨協大学（以下「本学」という。）における研究活動の過程で収集又は生成される研究データ（以下「学術データ」という。）を適切に管理及び保存（以下「管理」という。）し、これらの公開及び利活用（以下「公開」という。）を促進することで、学術研究の広範囲にわたる発展と地球社会における調和ある共存に資することを企図し、学術データの管理及び公開について、それぞれの研究分野における法的及び倫理的規範に従うことはもとより、これを最大限尊重した上で、なお、本学における学術研究の発展のための指針として、学術データ管理及び公開のためのポリシー（以下「本ポリシー」という。）として以下の原則を定める。

1. 本ポリシーにおける学術データとは、本学の教育及び研究活動の過程で収集された情報のうち、「学術研究」を目的として利用されうる電磁記録媒体、紙媒体その他情報を記録できる物品から得られる情報をいう。
2. 本学に雇用されて研究活動に従事する者（以下「研究者」という。）は、法令、本学の諸規程、各研究分野における慣習、外部の資金提供機関の研究倫理その他の規範に基づいて、学術データを適切に管理するものとする。
3. 学術データの公開の方法は、これを収集又は生成した研究者が、法令、本学の諸規程、各研究分野における慣習、外部の資金提供機関の研究倫理その他の規範の範囲内、及び他の者の権利又は法律上保護される利益を害さない範囲内において、決定することができる。
4. 本学は、学術データについて、これを収集又は生成した研究者の意向を尊重し、個別の研究を実施するために締結された特別の契約があるときはその制約をも考慮した上で、可能な限りオープンな利用を推進するために、責任をもって管理を行うものとする。
5. 本学は、学術データ管理及び公開を支援する環境を整えるために努めるものとする。
6. 本ポリシーの改廃は、部局長会の審議を経て学長が行う。